

第 38 回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 21 日（金） 14 : 15 ~ 16 : 25
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- 1 平成 24 年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議
 - (1) 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備
 - (2) グローバル化の進展に対応した統計の整備
- 2 その他

5 議事概要

冒頭、統計委員会において提示された、廣松サービス統計・企業統計部会長の部会長メモの取扱いが議論され、部会長メモのとおり、平成 26 年経済センサス-基礎調査実施後の経済センサス-活動調査の間における統計調査の在り方などについては基本計画部会第 1 ワーキンググループで、統計情報の調査協力者への還元の在り方については同第 3 ワーキンググループで審議することが決定された。その後、予定されていた議事が進められた。主な意見等は以下のとおり。

- 現在のセンサスは平成 18 年 4 月に各府省統計主管部局長等会議で了承された枠組みに基づいているが、この枠組みそのものについても議論していくべきと思う。
- 経済センサスがどう実行され、どう改善していくかは委員会全体でも第 1 ワーキンググループでも重要課題であり検討したい。

- 統計調査の負担軽減については重要なテーマであり、調査協力者への還元の在り方も含め、第3ワーキンググループで議論していただきたい。
- ← 二次的利用の促進の議論にもつながるので、その観点からも検討したい。

< 1 平成24年度統計法施行状況報告に基づく個別事項の審議 >

(1) 統計体系の根幹となる「基幹統計の整備」

統計体系の根幹となる「基幹統計の整備」に関する関係府省の取組状況を事務局から、補足説明を関係府省からそれぞれ行った後、施行状況報告の概要及び評価のたたき台を事務局から説明した。施行状況報告の評価については、これで仮置きとし、部会長と事務局で文案を考案し各委員に照会することとなった。その後、事務局が審議のポイントごとに次期基本計画に向けた方向性の案を説明した。

主な意見は次のとおり。

【現行計画に掲げられた事項の整理】

- 現在推計人口については、住民基本台帳法改正に伴う外国人住民の登録の状況も踏まえつつ、基幹統計とする方向で引き続き次期基本計画に盛り込むことが適当。(津谷委員)
- 貿易統計について、その基幹統計化については疑問があるが、企業のデータとのマッチングやSNAへの活用の面からは重要な統計であり、そちらの観点から議論する必要があるのではないかと。
- 貿易統計の内容の拡大、充実については検討を進めていただきたいが、一方で、統計の側から新たな申告等の事項の追加、削除等の要請を行うことは難しいと思う。ただし、経済全体やグローバル化の観点から考えると、貿易統計の基幹統計化を目指す方向性は残しておいた方がよいと思う。
- 府省横断的な生産動態に関する統計の整備の検討に際し、併せて対象とされていた農林水産省所管の3調査は、その後に廃止された調査も含まれているが、これらについては、どう取り扱うのか。
- ← 3調査のうち2調査は廃止されており、事務局としては改めて次期計画に盛り込む必要はないものとするが、今後考慮すべき視点等がないか確認いただきたい。

【業務統計に関する基幹統計化の在り方】

- 業務統計に関する基幹統計化の在り方については、国への情報提供の充実という観点も重要なので、その点も配慮する必要がある。
- 業務統計については、新たに申告等の事項に追加、削除、変更等の要請を行うことは現実的に困難とのことだが、例えば国際収支統計等では、行政施策の関係から変更

が行われる場合もあるのではないか。

- 申告等の事項の変更が現実的に困難であるという前提で議論するのは違和感がある。
- ← 申告等の事項は、統計を作成する側が必要であると認識すれば、変更することは当然可能であるが、法令によって国民の権利や義務を制約するものとして定められており、統計技術的な観点のみから容易に変更ができるものではないという認識を共有するためにそのような表現としたもの。
- 業務統計の情報は、施策の結果として出てくるものであり、次の施策に役立てることはあり得るが、あくまでも現状を前提とした情報であると考ええる。
- 輸出入申告の項目の追加については、負担が増加することに対して輸出入者からの反論がある。一方で、2008SNA への対応や、結果は予断できないもののビジネスレジスターとの接続の検討を開始しており、いずれにせよデータの有効活用の観点からは貢献できる。
- 行政記録については、収集する側とされる側の両方の面から費用対効果を考えていく必要があるが、効果の方を前面に出して議論することも必要ではないか。
- 変更の要請が現実的に困難という表現については、研究者が分析で利用したい情報を行政記録で収集するよう強力に要請することは難しいという趣旨であると思う。
- 業務統計の基幹統計化と行政記録情報の活用は切り離して議論していただきたい。

【意識に関する調査項目を含める場合公的統計として留意すべき事項】

- 意識については、経済学で期待が果たす役割や出生力に結婚や就業意識が与える影響を考えた場合に、無視しえない。一方で、思想、感情について申告義務を課して調査を行うことには、慎重であるべきである。
- メンタルヘルスに関する項目を有する調査もあり、主観的な評価でも、一定の信頼性や妥当性のあるものであれば、調査項目として考えることができるのではないか。
- 一般統計調査の審査では、意向・意欲が分析に必要ということで、思想、信条についての強制にあたるものではなく、回答上の負担を軽減する工夫をしているのであれば、承認している場合もある。

(2) グローバル化の進展に対応した統計の整備

予定された時間を超過したため、次回以降に審議することとなった。

< 2 その他 >

次回の基本計画部会は、6月27日（木）に開催する予定。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >